

評価表（認知症対応型共同生活介護）

1 事業評価

区分	評価項目		評価基準	評価点		株式会社光華の社		
法人評価・事業の継続性・安定性	事業実績	施設運営の実績	当該サービスを3年以上運営している。(平成29年12月1日時点)	10	※ い 該 ず 当 れ ず か る に も 〇 の	3		
			本市内で介護・医療・福祉事業を3年以上運営している。(平成29年12月1日時点)	7				
			代表者又は管理者が当該サービスにおける介護等の実務経験を3年以上有する。(平成29年12月1日時点)	3				
			本市公募案件で選定内容の不履行がある。【以下のいずれかに該当があれば減点】 ・選定辞退又は事業所を廃止したことがある。【辞退した日又は廃止日から6年間】 ・開所年度の遅延又は定員不足で開所したことがある。【開所した日又は不足を解消した日から3年間】 ・事業所を休止したことがある。【再開した日から3年間】	-15			—	
	決算状況	収支(単年度)の状況	過去2年間の単年度決算の状況	(いずれも黒字)	(いずれも黒字)	5	3	5
		収支(累積)の状況	直近決算が累積黒字である。			5		5
		財務外部監査の実施状況	監査法人による外部監査を実施している。			5		—
	信頼性	第三者評価の受審	過去3年間(平成26年度～平成28年度)、第三者評価を受審している(法人の運営する全サービスの既存事業所のうち1事業所以上、他の都道府県のものでも可、ただし、同一法人内の事業所に限る)。 ※地域密着型サービスで受審が義務付けられている外部評価を除く。			5		—
		実地指導の指摘状況	過去2年間(平成27年度～28年度)、法人の運営する全サービスの既存事業所に対し、文書指導(※)がある。【以下のいずれかに該当があれば減点】 (※サービス計画未作成・手続違反、避難訓練未実施、事故・苦情記録未整備、個人情報保護に係る不備及び身体拘束に関するもの、報酬返還を伴うもの)。			-15		—
	施設・設備・運営計画	計画地	所有関係	土地及び建物が自己所有である。	(いずれも所有)	(いずれも所有)	5	3
耐火性		耐火性	耐火建築物又は準耐火建築物である。	(耐火)	(準耐火)	5	3	3
		食堂・機能訓練室の面積	利用者1人当たりの確保面積(内法)	(6㎡以上)	(4.5～6㎡未満)	4	2	2
		居室(施設内の最小床面積の1室)の面積	10.65㎡以上(内法)			4		—
		トイレの設置状況	トイレを各居室に設置している。	(各居室に設置)	(3人に1箇所)	5	3	3
			いずれの項目についてもユニットごと	利用者3人に対してトイレを1箇所以上設置している。 車椅子用トイレを設置している。			4	
		浴室の設置状況	浴室を設置している。 ※浴槽を設置していることが必要。シャワーのみは不可			4		4
			特殊浴槽を設置している。			4		4
地域交流スペース		サロンを設置している。(15㎡以上)			4		4	
人員		管理者の実務経験	介護職員等としての実務経験が10年以上(平成29年12月1日時点) ※管理者等、直接処遇でない職種の実務経験を除く。			4		—
			管理者としての実務経験が2年以上(平成29年12月1日時点)			4		—
		介護従事者の配置	常勤換算方法で日中2:1以上を配置			4		—
利用料金の設定等		入居に当たり一時金又はそれに準ずる費用がない。			4		4	
協議事業に係る併設等の営業体制	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護のいずれかを併設する。			15		—		
合 計				100		41		

## 2 事業評価点及び地域の優先度を考慮した評価

評価点\地域の優先度	A	B	C	D
81点以上	①	③	⑥	⑩
66点～80点	②	⑤	⑨	⑭
51点～65点	④	⑧	⑬	⑰
31点～50点	⑦	⑫	⑮	⑲
30点未満	⑪	⑮	⑱	⑳

※①～⑳は評価順位

地域の優先度	内 容
A	事業所がない又は事業所の整備予定がない圏域
B	既に1ユニットの事業所がある又は1ユニットの事業所の整備予定がある圏域
C	既に2ユニット以上の事業所又は2ユニット以上の事業所の整備予定があり、第1号被保険者のうち、75歳以上の人口に対する定員数の割合が全市平均より低い行政区・支所にある圏域
D	既に2ユニット以上の事業所又は2ユニット以上の事業所の整備予定があり、第1号被保険者のうち、75歳以上の人口に対する定員数の割合が全市平均より高い行政区・支所にある圏域

## 3 選定

- 上記2の評価順位の①から順に選定する。
- 上記2において評価順位が同一である場合は、次のアイの順に選定する。
  - ア 小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所がない圏域
  - イ 事業評価点の高い事業者
- 上記2による評価順位が同一であり、かつ事業評価点が同点の場合はくじ引きにより選定する。
- 事業候補者の選定は、有識者等により構成される「京都市高齢者施策推進協議会」に置く部会において実施する。
  - ※ 部会では、選定に当たって条件を付すことがある。この条件は応募事業者に示し、一定期間経過後、事業計画内容への反映可否についての回答を求める。その回答を踏まえ、事業候補者として選定する。